

パブリック・コメント制度 実施要綱と 考え方



先月号で、市の重要な計画を考える時に、事前に市民の皆さんのご意見をお聞きし、政策に反映させ、ご意見に対する市の考え方を公表する『パブリック・コメント制度』の概要と流れを掲載しました。

今月号では、『パブリック・コメント制度』の実施要綱と、その考え方を紹介します。

この制度の導入により、これまで以上に市民の皆さんとの連帯と協働による開かれた市政運営に努めていきます。

(目的)

第1条 この要綱は、パブリック・コメント制度の実施に關し必要な事項を定めることにより、市の施策等の意思決定過程における公正の確保と透明性の向上を図るとともに、市民の市政への積極的かつ幅広い参加の機会を促進し、もって協働による市政を推進することを目的とする。

〈考え方〉

ア パブリック・コメント制度の目的は、市民等の多様な意見、情報、専門的な知識を市政に反映させることであり、この制度の実施により、施策等の立案から最終的な案の決定に至った過程が公開され、市民の皆さんに意見等に対す

る市の考え方が公表されるので、施策等の形成過程における公正の確保と透明性の向上が図られるものです。

イ 都留市では、市民の主体性を尊重し、市民の意向をまちづくりに生かしていくため、市民と行政の協働のまちづくりを推進しており、この要綱に基づき実施するパブリック・コメント制度は、市民と行政の協働のまちづくり推進の一環として、全庁統一ルールのもとに実施するものです。

ウ この制度はあくまでも、施策等の案の内容をより良いものとするために、市民の皆さんなどから意見等を募集し、市が意思決定を行うための参考とするものであり、賛成・反対の各意見の多寡で意思決定の方向を判断する住民投票類似の制度ではありません。

(定義)

第2条 この要綱において「パブリック・コメント制度」とは、市の基本的な施策等の策定にあたり、その施策等の趣旨、目的、内容等を広く公表し、市民等から公表したものに對する意見、情報、専門的知識等(以下「意見等」という。)の提出を受け、その提出された意見等の概要及び提出された意見等に対する市の考え方を公表するとともに、寄せられた

意見等を考慮して実施機關の意思決定を行う一連の手續をいう。

2 この要綱において「実施機關」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び農業委員会をいう。

3 この要綱において「市民等」とは、市内に住所を有する者のほかパブリック・コメント制度の対象となる事項について意見を提出する意思を有する者をいう。

〈考え方〉

ア このパブリック・コメント制度では、市が施策に関する基本的な施策等を策定する際に、市民の皆さんに具体的な施策等の案を公表して意見等を募集し、提出のあった意見等が具体的な施策等の案に生かせるかどうかを検討します。さらに、施策等の案の最終的な意思決定後、採用、不採用にかかわらず、提出のあった意見等とそれに対する市の考え方を公表します。これらの一連の手續をパブリック・コメント制度といいます。

イ 実施機關は、市のすべての執行機關とします。ただし、議決機關である議会や審査機関である公平委員会及び固定資産評価審査委員会については、対象外とします。

ウ この制度の対象となる事項

項に對する意見等については、市内に住所を有する方、市内の事務所または事業所に勤務する方、市内の学校に在学する方、市内に事務所または事業所を有する個人または法人その他の団体、その他パブリック・コメント制度の対象となる事項について、意見を提出する意思を有する方など、広く「市民等」として位置づけ、パブリック・コメント制度の対象となる事案に意見提出できるものとします。

(対象)

第3条 パブリック・コメント制度の対象となる施策等(以下「施策等」という。)は、次のとおりとする。

(1) 市政に関する基本的な計画の策定又は変更

(2) 市政の基本方針を定めることを内容とする条例の制定又は改廃

(3) 市民に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例(金銭徴収に関するものを除く。)の制定又は改廃

(4) 公共施設等の基本的な計画の策定又は変更

(5) 前各号に掲げるもののほか、実施機關が必要と認めるもの

2 実施機關は、前項各号に掲げる施策等の策定について

パブリック・コメント制度の対象とする場合は、あらかじめパブリック・コメント制度運用委員会に当該施設等の内容を報告する。

〔考え方〕

ア 行政の効率性を考えるとすべての施策等については、この制度を実施することは困難であるので、市民の生活に重大な影響を与えるような施策等に限定してこの制度を実施します。

イ 具体的な案件が、この制度の対象であるかどうかは、個別の計画の性格、内容等に依りて実施機関(担当課)がこの制度の趣旨に照らして判断し、パブリック・コメント制度運用委員会に報告します。

ウ 「市政に関する基本的な計画」とは、「総合計画」「都市計画マスタープラン」など全市政を対象として将来の市の施策展開の基本方針や進むべき方向、その他基本的な事項を定める施策等のことをいい、構想、計画、指針、マスタープラン、憲章、宣言等その名称は問いません。

なお、国や県の施策等との整合性を図るため策定に関して市の裁量の余地の少ないもの、特定地域を対象としたものや個別の事業実施計画は除きます。

エ 「市政の基本方針を定めることを内容とする条例」とは、「行政手続条例」「情報公開条例」など、市政全般又は個別行政分野における基本理念基本方針などを定めるものをいいます。部設置条例や職員給与条例など行政内部のみに適用されるものは該当しません。

オ 「市民に義務を課し、又は権利を制限する」場合は、地方自治法第14条第2項の規定により、条例によることとされていますので、この制度の対象としません。なお「金銭徴収に関する事項」については、財政に与える影響について十分な検討がないまま負担軽減を求める意見が多く提出され、容易に修正すると財政的基盤を揺るがすおそれがあるとして、地方自治法第74条において直接請求の対象外事項とされていますので、本制度の対象外とします。

カ 「公共施設等の基本的な計画」とは、広く市民の利用が予想される会館、ホール、公園等の施設の整備に係る理念・機能等を定める計画をいいます。

キ 公共事業や公共施設などの事業実施計画的なものは、成熟度が高く、実施レベル的なものであるため、その前段の基本計画等の方針策定段階で本制度を適用します。

ク その他市民等に大きな影響を与えるもの、一般に市民等の関心が高いと思われるもの、市民等の理解と協力を必要とするもの、行政活動への市民参加を進める上で特に重要と考えられるものなど、上記に該当しなくても実施機関が必要と考える場合は、積極的に本制度により意見募集を行うこととします。

理由で本手続を経るとまがない場合をいい、「軽微なもの」とは、大幅な改正又は基本的な事項の改定を伴わないもの、上位法令等における内容が詳細に規定されていて、実施機関の裁量の余地が少ないものなどをいいます。

〔適用除外〕

第4条 この要綱の規定は、次に掲げるものについては適用しない。

- (1) 迅速若しくは緊急性を要するもの又は軽微なもの
- (2) 施策等の策定に当たり、意見聴取の手続が法令等により定められているもの
- (3) 委員会、審議会その他の市の附属機関及びこれに準ずる機関がこの要綱に定める手続に準じた手続を経て行う報告、答申等に基づき実施機関が意思決定するもの
- (4) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項の規定による直接請求により議会に提出するもの

〔考え方〕

ア 「迅速性若しくは緊急性を要するもの」とは、本手続に係る所要時間の経過等により、その効果が損なわれるなどの

理由で本手続を経るとまがない場合をいい、「軽微なもの」とは、大幅な改正又は基本的な事項の改定を伴わないもの、上位法令等における内容が詳細に規定されていて、実施機関の裁量の余地が少ないものなどをいいます。

イ 法令等(市の条例及び規則を含む。)に、施策等の案の縦覧、意見提出手続が定められている場合は、提出された意見及びこれに対する市の考え方等を公表することで、本制度に係る手続を実施したものとみなすことができることとします。

ウ 市では、附属機関等(いわゆる審議機関等をいう。)の答申等を受けて意思決定をすることがありますが、附属機関等がこの要綱に定める手続に準じた手続を経て策定した答申等を受けて、市が意思決定を行う場合には、同様の案について手続を繰り返すことは、費用対効果の観点から好ましくないと考えられることから、市では改めてこの要綱に定める手続を経ないことができることとします。

エ 直接請求により提出された条例案については、市長は意見を附けるだけで修正することができないため適用除外とします。

〔施策等の案の公表〕

第5条 実施機関は、施策等を策定しようとするときは、最終的な意思決定をする前に、次に掲げる事項を記載した資料を添付して施策等の案を公表しなければならぬ。

- (1) 施策等の案の名称
- (2) 施策等の案を立案した趣旨、目的及び背景
- (3) 施策等の案の概要
- (4) 施策等の案を立案する際に整理した論点
- (5) 市民等が施策等の案を理解するために必要な関連資料

〔考え方〕

ア 「施策等の案」を公表するにあたっては、市民の皆さんがその案件について内容を十分理解し、適切な意見を提出できるように、市民の皆さんにとつてのわかりやすさを心掛けるとともに、案だけでは十分理解できない場合には、関係資料及び関連情報を合わせて提供します。

- イ 「市民等が施策等の案を理解するために必要な関連資料」とは、次のものをいいます。
- (ア) 根拠法令
- (イ) 当該施策等の上記の計画等の概要
- (ウ) 施策等の実施により生じることが予想される影響の程度及び範囲
- (エ) その他の必要な資料

ウ 条例案についてパブリック・コメント制度を実施する場合は、「条文形式」ではなく、市民の皆さんにわかりやすいように「条例案要綱」又は「骨子案」によるものとします。

エ 公表は、「最終的な意思決定をする前」に行います。なお、条例案及び議会の議決を要するものにあつて「最終的な意思決定をする前」とは、議会提案前のことをいいます。

オ この条をはじめこの要綱に規定する実施機関の事務は、その施策等の所管する課が行います。

(公表の方法等)

- 第6条 前条に規定する公表は、情報公開総合窓口、各地域コミュニティセンター、当該施策等を所管する課(課相当の組織を含む。)における閲覧及び配布並びに都留市ホームページに掲載することにより行うものとする。
- 2 実施機関は、前項に定めるもののほか、必要に応じ、次に掲げる方法により施策等の案が市民等に周知されるように努めるものとする。
- (1) 市が発行する広報紙等への掲載
- (2) 報道機関等への発表
- (3) 説明会等の開催
- (4) 印刷物の配布
- 3 第1項の規定にかかわらず、

ず、実施機関は、公表する施策等の案及び当該施策等の添付資料(以下「公表する施策案等」という。)が著しく大量であるときには、公表する施策案等の入手方法を明示したうえで、内容の一部を省略して公表することができるものとする。

(考え方)

ア 公表の方法としては、市民の皆さんが一定の場所へ出向いたり、一定のものを求めれば、この要綱に定める手続をとっている施策等の案を必ず知りうる体制が望ましいため、最低限、所管課及び総務部総務課に設置する情報公開総合窓口、各地域コミュニティセンターでの閲覧、市のホームページへの掲載によるものとします。

イ その他、市の広報紙への掲載、報道機関等への発表、議会への情報提供にも努め、場合によっては、説明会等の開催、印刷物の配布等により、可能な限り多様な方法で周知します。

(意見等の提出等)

第7条 実施機関は、第5条による公表の日から1月程度を目安とした提出期間を設け、当該施策等の案を公表する際にこれを明示して意見等の提出を受けなければならない。

2 前項に規定する意見等の提出は、実施機関が指定する場所への持参、郵便、ファクシミリ、電子メールその他提出された意見等の記録性を確保できる範囲内で可能な限り多様な方法で行うものとする。

3 意見等を提出する市民等は、住所、氏名又は名称及び連絡先を明示しなければならぬ。

4 実施機関は、当該施策等の案についての意見等と併せて、当該意見等を提出した市民等の氏名その他その属性に関する情報を公表する場合には、当該施策等の案を公表する際にその旨を明示しなければならない。

(考え方)

ア 意見等の提出期間の「1月程度を目安」については、この期間があまり長期になると行政執行の効率が悪くなることから、一応の目安を定めたものであり、意見等を募集する施策等の案の内容の重要性や意思決定をするまでのスケジュール等を考慮して、実施機関の判断により適宜定めるものとし、緊急性を考慮し期間の短縮等を行う場合には、公表時に明記することとします。

イ 提出方法については、意見等の明確な把握のためにも

記録に残せる方法に限りません。

ウ 氏名及び住所の明記を意見等の受付条件とするのは、匿名とした場合、適切でない意見や集団票のような偏った意見が出てくる恐れがあるためです。電子メール等については、アドレス等により差出人の特定が可能ではありませんが、氏名又は名称の明記のされていないものは、受け付けしないこととします。

エ 意見等を提出した市民の皆さんの氏名等を公表するのは、個人情報保護の観点から、施策等の案を公表するときにあらかじめ明示している場合に限りません。

(意見等の処理方法)

第8条 実施機関は、市民等から提出された意見等を総合的かつ多面的に検討して、施策等について最終的な意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、前項の規定により施策等について意思決定を行ったときは、速やかに次の事項を公表するものとする。ただし、公表することにより個人又は法人その他の団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものについては、その全部又は一部を公表しないことができる。

(1) 提出された意見等の内容

(2) 提出された意見等に対する市の考え方

(3) 提出された意見等により当該施策等の案を修正した場合にあつては、当該修正の内容

3 実施機関は、提出された意見等の公表については、次のとおりとする。

(1) 施策等の是非のみの意見等については、公表しないことができる。

(2) 類似した意見等については、まとめて公表することができる。

4 前2項の規定による意見等の公表は、あらかじめパブリック・コメント制度運用委員会に諮るものとする。

5 第6条第1項及び第2項の規定は、第2項及び第3項の規定により公表する場合には準用する。

(考え方)

ア 実施機関は、市民の皆さんから提出された意見等を市の機関の縦割り組織を越えて(総合的)、市の規定方針に合わない意見であっても、その意見を行政活動に活かすよう様々な角度から(多面的)に検討して、施策等の案について最終的な意思決定を行います。提出された意見が所管課のみでなく他課にまたがる場合は、所管課が調整を行い、意見等

に対する市の総合的な考えを示すこととします。

イ 採用、不採用にかかわらず、意見に対する市の考え方や、提出された意見等に基づいて修正した場合は、その内容及び理由を最終案と併せて一定期間公表します。

ウ この制度は、第1条に掲げる目的の達成のために、市における情報収集源の拡大と多様化を図るものであり、いわゆる住民投票ではないので施策等の案等の賛否を問う性格のものではありません。従いまして、賛否の結論だけを示した意見などに対しては、市の考え方を示さない場合があります。

エ 提出された意見等の数が多い場合などは、類似の意見等をまとめて公表することがあります。

オ 「提出された意見等に対する市の考え方」は、適宜、整理して公表することがあります。

カ 意見等は公表が原則ですが、不適當な事項については、その全部又は一部を公表しないことがあります。

キ 意見等の内容により不適當な事項について意見等として取り扱わない場合や同一意見等として取り扱う場合の正当性をパブリック・コメント制度運用委員会に諮り、制度の統一的な運用と市民等の制

度に対する透明性の確保に努めます。

(一覽の作成等)
第9条 市長は、パブリック・コメント制度により手続を行っている案件の一覽を作成し、情報公開総合窓口に備え付けるとともに市のホームページに掲載することにより、これを公表するものとする。

2 前項の案件の一覽は、次に掲げる事項を記載するものとする。
(1)案件名
(2)公表日
(3)意見等の提出期限及び提出方法

(4)公表する施策の入手方法
(5)問い合わせ先及び意見等の提出先

(考え方)
ア 実施機関は、この要綱に定める手続を行うときは、第3条第2項に規定するパブリック・コメント制度運用委員会への報告を通じて必要事項を市長に提出し、市長は提出のあった案件の一覽表を作成して市民の皆さんに公表します。

イ この条に規定する「市長」の事務は、この制度の所管課長(総務部総務課)が行います。

(パブリック・コメント制度 運用委員会)
第10条 パブリック・コメント制度の運用状況の把握及び適切な運用を図るための総合的な調整を行うため、パブリック・コメント制度運用委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会の組織は、次のとおりとする。
(1)委員会に、委員長及び委員若干名を置く。
(2)委員長は、総務部長をもつて充てる。
(3)委員は、各部長及び部長相当の職の中から市長が任命する。

3 委員会の運営は、次のとおりとする。
(1)委員長は、会議を招集し、会務を総括する。
(2)委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。
(3)委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(4)委員会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(考え方)
ア 各実施機関で公正で透明性のある制度の運用を図り、庁内での協力体制を築くため

にパブリック・コメント制度運用委員会を設置し、パブリック・コメント制度の対象となる施策等の把握及び実施にあたっての調整を担当することとします。
イ 第2条において、意見等を求める対象を「市民等」として広く意見募集しますが、施策等によっては、対象を絞り込んで取り扱うことが望ましい場合があることから、対象をあらかじめ定める場合は、パブリック・コメント制度運用委員会において適切な判断を行うこととします。

附 則
(施行期日)
1 この要綱は、平成15年10月29日から施行する。

(経過措置)
2 この要綱は、平成15年10月29日(以下「実施日」という。)以後に最終的な意思決定を行う計画等について適用する。

ただし、実施日において既にその策定に着手している計画等で、実施日以後に予定して最終的な意思決定を行う必要があるものについては、この限りでない。

(委任)
第11条 この要綱に定めるもののほか、パブリック・コメント制度の実施に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

(考え方)
ア この要綱に定めるもののほか、制度の実施について必要な事項は、統一のルールのもとにパブリック・コメント制度運用委員会を通じ、実施機関が定めます。

(考え方)
ア この制度の円滑な導入を図るため、この要綱の施行の際に、現に立案過程にある施策等については、立案のスケジュール等に配慮し、この要綱の規定は適用しないものですが、可能な範囲においてこの制度に準じた手続を実施することになります。

